

お子さんへの特別な支援
福祉・医療・教育でできること

よりよりそっと



波佐見町こども家庭センター よりそっと
令和7年4月1日現在

目次

1	たくさんの相談窓口があります	1
2	障がい者手帳は3種類あります	2
3	「発達障がい」を理解しましょう	3
	(1) 早く気づくために	4
	(2) 適切な療育	4
4	お子さんのための支援です	5
	(1) 受給者証を使った療育サービス	5
	① サービスを利用するには	5
	② 費用負担は	5
	③ 相談支援事業所	6
	④ 在宅で受けられる療育サービス	7
	⑤ 事業所紹介	8
	(2) 日常生活を支える支援	9
	① 補装具	9
	② 日常生活用具	9
	(3) 進学のための支援	10
	① 就学相談	10
	② 入学までの準備	11
	(4) 就労のための支援	12
5	お子さんを養育するための支援です	13
	(1) 各種手当	13
	① 特別児童扶養手当	13
	② 障がい児福祉手当	13
	③ 特別障がい者手当(20歳以上)	14
	④ 障がい(基礎・厚生)年金(20歳以上)	14
	(2) 税金の減免	15
	① 所得税、町県民税の控除	15
	② 自動車税の減免	15
	(3) その他の免除・割引	16
	① おもいやり駐車場制度	16
	② 福祉タクシー利用券の交付	16
	③ タクシー運賃等の割引	16
	④ 有料道路の割引	17
	⑤ NHK受信料の免除	17
	⑥ その他の割引	17

1 たくさんの相談窓口があります

お子さんの「ことばが遅い」「こだわりが強い」「集団行動からついていけないことがあった」「視線が合わない」など、お子さんの成長にちょっと気になることはありませんか？また、育てにくさを感じるなどどう接したらよいか、お悩みはありませんか？

相談するところはたくさんあります。でも、どこに相談したらわからないというときは、まずは「よりそっと」へ相談してみませんか。



町役場の相談窓口

波佐見町こども家庭センター よりそっと TEL 80-2200

妊娠・出産・子育て期に関するさまざまなお悩みの相談をお受けします。
相談内容によっては、こども家庭センター以外の関係機関との連携を図り、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに切れ目のない支援を行います。

各種手帳のこと 福祉サービスのこと	手当のこと 保育園のこと	発育・発達のこと 病気のこと	就学のこと 学習のこと
住民福祉課 社会福祉班 TEL 0956-85-2973	子ども・健康保険課 子育て支援班 TEL 0956-85-2333	子ども・健康保険課 健康増進班 TEL 0956-80-6650	教育委員会 教育総務班 TEL 0956-80-6667

町役場以外の相談窓口

東彼地区障害者支援センター エール	TEL 0956-27-7272	障がいのあるお子さんのこと
佐世保こども・女性・障害者支援センター (児童相談所)	TEL 0956-24-5162	障がいのあるお子さんのこと
発達障害者支援センター 「しおさい」	TEL 0957-22-1802	発達障がいのあるお子さんのこと
県央保健所	TEL 0957-26-3306	長期療養を必要とするお子さんのこと
24時間子供SOSダイヤル (親子ホットライン)	TEL 0120-0-78310	特別な支援が必要なお子さんの教育のこと
長崎県子どもの貧困総合相談窓口 つながながさき	TEL 095-801-2442	お子さん、生活、仕事などの困りごと
こども医療電話相談	TEL #8000	休日・夜間のお子さんの症状(発熱・痙攣等)の対応に迷ったとき

2 障がい者手帳は3種類あります

障がい者手帳は、一定以上の度合いで障がいがあることを証明するものです。手帳を障がいの内容に応じて3種類あります。手帳ごとに対象疾患、等級が異なります。

障がい者手帳を取得するかどうかは、あくまでも本人（家族）の判断になりますが、手帳を持っていることで経済的・物理的な負担に対するサポートを受けられます。なお、申請から交付までは1～2か月かかります。



手帳の種類	身体障がい者手帳	精神障がい者保健福祉手帳	療育手帳
対 象 疾 患	● 視覚障がい ● 聴覚又は平衡機能障がい ● 音声・言語・そしゃく機能障がい ● 上肢・下肢・体幹障がい ● 内蔵の障がい 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫（ヒト免疫不全）機能	● 統合失調症 ● 気分（感情）障がい ● 非定型精神病 ● てんかん ● 中毒精神病 ● 器質性精神障がい（高次脳機能障がい含む） ● その他の精神疾患	● 知的障がい
等 級	1 級～6 級	1 級（重度）～ 3 級（軽度）	A（最重度、重度）、 B（中度、軽度度）
有 効 期 限	原則として有効期限なし。ただし、障がいの状態によっては一定期間において再認定を受けて更新する場合あり。	有効期限が2年間のため、2年ごとに更新が必要。	手帳交付から一定期間後に再判定が必要。（手帳に次回判定年月日の記載あり）
受けられる 支援・ サ ー ビ ス	● 障がい者向け療育・就学支援 ● 医療費の負担減 ● 税金の控除 ● 公共交通機関などの割引 ● その他割引などのサービス ● 補装具購入費用の助成や支給 《注意》 手帳の種類ごとに用意されている等級は異なり、受けられる支援・サービス内容（割引内容）も、手帳の種類や障がいの等級、所得によって違ってきます。		

障がい者手帳の交付手続き

手帳の種類	身体障がい者手帳	精神障がい者保健福祉手帳	療育手帳
①必要書類 の提出	☐ 指定医師の診断書・意見書 ☐ 本人の顔写真 ☐ マイナンバーカード	☐ 指定医師の診断書・意見書 ☐ 本人の顔写真 ☐ マイナンバーカード	☐ 児童相談所による判定書 ☐ 本人の顔写真 ☐ マイナンバーカード
②受付・交付	役場 社会福祉班 TEL 0956-85-2973		
③審査・発行	長崎こども・女性・障害者支援センター	精神保健福祉センター	佐世保こども・女性・障害者支援センター

3 「発達障がい」を理解しましょう

発達障がいは脳の働きの違いによるもので、決して「本人の努力が足りない」とか、「親のしつけに問題がある」というものではありません。一人ひとりの特性に応じた理解や支援により、その「違い」は「障がい」ではなく「個性」へと変化していきます。

発達障がいがあるお子さんは、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手な傾向があります。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。

そのため、保育所や小学校などの集団に入ると、様々な問題や困難に直面することになります。障がいが理解され、適切なサポートがされないと、学校に行くことがストレスとなり、不登校や引きこもりなどの二次障がいにつながる場合もあります。

お子さんが社会に適応する力を身につけながら、自分らしく成長できるようにするためには、発達障がいに早く気づき、適切な療育につながる事が重要です。



障がいの特性があります。



「政府広報オンラインより」

(1) 早く気づくために

自宅ではどう？、外出時はどう？・・・と場面が変わったときに、お子さんの行動・反応に変化がないか気にしてみましょう。

人との関わり方	☐ 一人遊びが多い、一方的でやりとりがしにくい ☐ おとなしすぎる、常に受動的受け身 ☐ 大人や年上の子、あるいは年下の子とは遊べるが、同級生とは遊べない
コミュニケーション	☐ 一方的に話すことが多い ☐ おしゃべりだが、保育士や指導員の指示が伝わりにくい ☐ 話を聞かなければならない場面で席を離れてしまうことが多い、聞いていない
イマジネーション・想像性	☐ 相手にとって失礼なことや相手が傷つくことを言う ☐ 集団で何かしている時にボーッとしていたり、ふらふらと歩いていたりする ☐ 急な予定変更時に不安や混乱した様子がみられる
注意・集中	☐ 一つのことに没頭すると話しかけても聞いていない ☐ 落ち着きがない、集中力がない、いつもぼんやりとしている ☐ 忘れ物が多い、毎日のことなのに支度や片づけができない
感覚	☐ ざわざわした音に敏感で耳をふさぐ、雷や大きな音が苦手 ☐ 靴下をいつも脱いでしまう、同じ洋服でないとダメ、手をつなぎたがらない ☐ 極端な偏食
運動	☐ 身体がクニャクニャとしていることが多い、床に寝転がることが多い ☐ 極端に不器用、絵やひらがなを書く時に筆圧が弱い、食べこぼしが多い ☐ 運動の調整が苦手で乱暴に思われてしまう、大きすぎる声を出すことが多い
学習	☐ 話が流暢で頭の回転が速いことに比べて、作業が極端に遅い ☐ 難しい漢字を読むことができる一方で、簡単なひらがなが書けない ☐ 図鑑や本を好んで読むが、作文を書くことは苦手
情緒・感情	☐ 極端な怖がり ☐ ささいなことでも注意されるとかっとなりやすい、思い通りにならないとパニックになる ☐ 一度感情が高まると、なかなか興奮がおさまらない

(2) 適切な療育

療育（発達支援）とは、お子さんの発達を促し、将来的に自立した生活を送れるようにするための支援です。

発達障がいの特徴があっても、早めに気づき、工夫したり、周囲に伝えて適切な支援を受けたりすると気持ちが楽になります。日常生活をスムーズに過ごせるかもしれません。

「こそだて相談」にいらっしゃいませんか

お子さんに必要な療育やお子さんへの接し方を尋ねてみませんか。専門家（医師・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士）から無料でアドバイスを受けることができます。

毎月1回、東彼3町持ち回りで相談会を実施しています。

役場 保健師（0956-80-6650）へご相談ください。



4 お子さんのための支援です

(1) 受給者証を使った療育サービス

お子さんの特性に応じた、幅広い支援があります。また、お子さんに関して悩んでいる保護者の発達相談に応えることも、支援のひとつとなります。公的な療育を受ける場合は受給者証の申請・発行を受けて利用することができます。



① サービスを利用するには

相談	まずは、町（役場 社会福祉班 直通電話 0956-85-2973）にご相談ください。
受給者証の申請	町へ申請書を提出してください。 障がい者手帳等と印鑑が必要です。 手帳がない場合でも、申請できます。
聞き取り調査	調査員が自宅などで、お子さんの状況や生活についての聞き取りをします。
サービス等利用計画案の提出	指定された相談支援事業所が、申請者のニーズや状況にあった計画案を作成し、町へ提出します。
サービスの支給決定 （受給者証の発行）	聞き取り調査とサービス等利用計画案をもとに、町がサービスの利用を決定し、「受給者証」を交付します。
契約	利用を希望するサービス提供事業所と契約を交わします。受給者証を提示してください。
サービスの利用開始	利用するサービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

② 費用負担は

サービスの利用者負担は利用料の10%ですが、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定され、利用料の10%と負担上限月額を比較して、低い方の額を負担します。

区 分	負担上限月額	世帯の課税状況
生 活 保 護	0 円	生活保護受給者
低 所 得	0 円	市町村民税非課税世帯
一 般 1	4,600 円	市町村民税課税世帯（所得割額が28万円未満）
一 般 2	37,200 円	上記以外

③ 相談支援事業所

相談支援事業所は、障害のあるお子さんや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成してくれます。

事業所名 電話番号 所在地 開設時間	相談支援事業所 マイステージ TEL 0956-76-7176 波佐見町湯無田郷 925-3 —	相談支援事業所 marukazu 833 TEL 0956-59-7837 波佐見町村木郷 2264 —
相談支援事業所 そらしど TEL 0956-59-6379 波佐見町稗木場郷 1143-4 —	合同会社 たかなし相談所 TEL 070-1940-5280 波佐見町折敷瀬郷 1750-1 —	相談支援事業所 てらす TEL 0956-59-9412 波佐見町志折郷 1745 —
東彼地区障害者相談支援センター TEL 0956-59-6613 川棚町下組郷 21-2 —	相談支援センター あしすと TEL 0956-82-2136 川棚町小串郷 1974 月～金：— 	よつば TEL 0957-46-1812 東彼杵町彼杵宿郷 524 —

「歯の治療」で困っていませんか

音に過敏なお子さんや病気のため歯の痛みを訴えることが難しいお子さんが安心して受診できるように配慮してくれる歯科医院があります。

町内では次の2医療機関です。(令和6年1月現在)

診療前に健康調査票への記入をお願いしています。

なかはら歯科 TEL 0956-56-6677 波佐見町長野郷 2231-4

やまべ歯科医院 TEL 0956-20-7770 波佐見町宿郷 127-4



県央保健所
ホームページ



④ 在宅で受けられる療育サービス

様々な支援サービスがあります。

児童通所支援サービス名称	サービスの内容
児童発達支援	0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（小・中学校、高等学校など）に通っているお子さんに、放課後や休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	お子さんが通っている保育所、認定こども園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けることが困難な重度の障がいのあるお子さんの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障がい福祉サービス名称	サービスの内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。
短期入所	介護者が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのお子さんに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が非常に高いお子さんに、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

令和8年度から「放課後児童等デイサービス」の更新は添付書類が必要です

放課後等デイサービスの利用開始後1回目、小学4年生の更新申請時などでは、①～③のいずれかの書類の提出が必要になります。

- ① 障がい者手帳（身体・療育・精神）のコピー
 - ② 特別児童扶養手当が受給していることがわかるもの（決定通知や通帳のコピー）
 - ③ かかりつけ医又は専門医の「放課後等デイサービス利用医師意見書」
- ※専門医の予約から初診までに半年以上かかる場合がありますので、ご注意ください。

⑤ 事業所紹介

波佐見町のお子さんが利用実績のある事業所です。（令和6年7月現在）

サービス種類	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス
事業所名	子ども発達支援室 さくらいろ	チャイルドハート 波佐見みらい
電話番号	TEL 0956-37-8685	TEL 0956-56-3172
所在地	波佐見町稗木場郷 104	波佐見町湯無田郷 1338-1
開設時間	月～金：8:30～17:30 第2・4土：9:00～13:00	月～金：10:00～13:00 土：10:00～16:00
放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービス ともに	プルミエキッズ 2nd	こども発達支援センター ホープ
TEL 0956-55-4738 波佐見町宿郷 49-2 月～金：9:00～18:00 土：8:30～17:30	TEL 0956-59-8823 波佐見町宿郷 819-1 月～土：－ ※祝日、12/30～1/3 は休み	TEL 0956-82-2465 川棚町小串郷 1956 月～金：9:00～17:00
放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
キッズすてっぷ とうひ	ぱる	COMPASS 東彼杵
TEL 090-7381-0948 川棚町百津郷 364-282 月～土：－ ※祝日、12/30～1/3 は休み	TEL 0956-76-7563 川棚町栄町 40-2・1-A	TEL 0956-59-5938 川棚町下組郷 2036-4 月～金：10:00～18:00 ほか 学校休業日：10:00～16:00
児童発達支援・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 児童発達支援センター なないろハウス	児童発達支援・放課後等デイサービス デイスペースきみいろ	
TEL 0957-46-7716 東彼杵町蔵本郷 1485-5 月～土：9:00～18:00	TEL 080-5327-1773 嬉野市嬉野町大字下宿甲 1870-1	

（２）日常生活を支える支援

身体が不自由なお子さんが日常生活に必要な装具や用具などの購入費用を助成する制度があります。

① 補装具

身体機能を補うための用具で日常生活の能率の向上を図ることを目的に、補装具の購入や修理に補装具費として支給します。

対 象 者	身体障がい者手帳の交付を受けている方、難病の方
補 装 具 (耐用年数 があります)	肢体不自由 義肢、装具、車いす、歩行補助杖、座位保持装置など 視覚障がい 眼鏡、盲人安全杖、義眼など 聴覚障がい 補聴器 音声言語 重度障がい者用意思伝達装置
申請手続き	【申請先】役場 社会福祉班 Tel 85-2973 ・手続きは購入前に行ってください。 【必要なもの】 ☐ 補装具交付(購入・修理)支給申請書 ☐ 指定医師の意見書 ☐ 業者の見積書 ☐ 難病受給者証
費用負担	原則として、費用の１割です。費用が基準額を超えた場合には、基準額との差額も利用者負担となります。

② 日常生活用具

自宅等で生活しやすくなるような用具を購入する費用を助成します。

対 象 者	身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方、難病の方
用 具	肢体不自由 入浴補助用具、移動・移乗支援用具・住宅改修など 視覚障がい 視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用時計など 聴覚障がい 聴覚障がい者用通信装置 呼吸器機能 電気式たん吸引器
申請手続き	【申請先】役場 社会福祉班 Tel 85-2973 ・手続きは購入前に行ってください。 【必要なもの】 ☐ 日常生活用具給付申請書 ☐ 業者の見積書 ☐ 欲しい用具のカタログ(必要に応じて) ☐ 難病受給者証 ※ 日常生活用具交付用医師意見書(難病患者の方)
費用負担	原則として、費用の１割です。費用が基準額を超えた場合には、基準額との差額も利用者負担となります。

（３）進学のための支援

小学校入学前の１年間はその準備期間になります。

お友達ができるかな？ 新しい環境へ適応できるかな？ 学習についていけるかな？ 新しい先生に馴染めるかな？ など不安はつきないかもしれません。

お子さんの成長で気になることや不安なことがあるときは、日頃から身近なところ（役場、保育所、認定こども園など）に相談してもらえると、教育委員会につないでいきます。

小学校入学までの流れ

随 時	就学相談（役場 教育総務班 TEL 0956-80-6667）
１０月	就学時健診
～１２月	入学先の決定
２月	入学説明会

誰に・いつ
相談したら
いいの？



① 就学相談

成長や発達、学習面での心配があるお子さんの就学先について、相談・決定していく場となるのが、就学相談です。通常学級に在籍するのが適切なのか、通常学級に在籍して通級指導を受けるのが適切なのか、あるいは特別支援学級か、特別支援学校か、といったいくつかの選択肢の中から、お子さんがどこに在籍することがもっとも力を伸ばすことのできる選択となるのかを相談、協議する機会となります。

町内の小・中学校

区分	通常学級	通級指導教室	特別支援学級
特徴		通常の学級に在籍し、ほとんどの教科を通常の学級で受けながら、必要に応じて個別指導を中心とした特別な指導を行います。	お子さんの状況に応じて、少人数学級においてきめ細かな指導を行います。
対象者		学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、言語障がい	肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱、難聴、弱視
１クラスの人数	４０人以下	１～３人程度	８人以下

郡内の県立特別支援学校

お子さんの状況に応じて、専門の職員を手厚く配置した学校で指導を行っています。高等部では自立や社会参加に向けた能力を育てることも行っています。

特別支援学校	電話番号	所在地
川棚特別支援学校 【知的障がい】	TEL 0956-82-2295	川棚町小串郷 1600 (小学部・中学部・高等部)
桜が丘特別支援学校 【肢体不自由・病弱】	TEL 0956-82-3630	川棚町下組郷 386-2 (小学部・中学部・高等部)

② 入学までの準備

全てのお子さんにとって、小学校での生活が安心して楽しいものとなることが望まれます。

そのためには、入学後の生活を想定して、お子さんと楽しく入学準備を進めていくことが何よりも大切です。入学への不安は決して親御さん1人で抱え込まず…ぜひ、学校の先生や保育園・認定こども園の先生、地域の人たちと連携しながら、安心して入学準備を進めてくださいね。



◎学校に関する情報を収集しましょう

入学説明会において小学校の時間割や登校時間・下校時間などが説明されます。入学説明会で得た情報を、お子さんと一緒に確認してください。

通学路をお子さんと一緒に下見することで、入学後に驚きや不安を感じることを少しでも減らしておきましょう。

◎生活のリズムを整えましょう

現在の保育園やこども園への登園時間は学校の登校時間と同じくらいの時間ですか？

もし、朝の時間を入学後と全く違う時間帯で生活しているのであれば、4月からの登校時間を意識して過ごす練習を始めることをおすすめします。

学校が始まってから、急に生活のリズムを変えると、子どもの体に過度に負担がかかってしまう恐れがあります。朝だけでなく、帰ってきてからの過ごし方も含めて、小学生になってからの1日の流れをお子さんと一緒に決めておくといよいでしょう。

小学生の1日の流れ（一例）

6：30頃～	起床、朝食、身支度	登校時間に間に合うように、余裕を持って朝の準備ができる時間に起床します。朝食をしっかり食べましょう。
7：30～ 8：00頃	登校	指定された通学路どおりに登校班で通学します。
8：30～15：00頃		朝の会・午前の授業・給食・昼休み・午後の授業
15：00～18：30頃	下校 （自由時間）	放課後は、学校から出される宿題をする他、家でゆっくりしたり、友達と遊んだり、習い事や地域活動を行います。
18：30頃～	夕食・お風呂	夕飯やお風呂を親子のコミュニケーションの時間にして、学校の様子を確認しておくといいですね。
21：00頃	就寝	小学生には8～10時間のまとまった睡眠時間が必要です。そのため、21:00頃には就寝できるとベストです。1日の疲れをとり、翌日の授業に集中するためにもしっかり睡眠をとれるようにしましょう。寝る前に明日の準備をして、忘れ物がないかチェックすると安心です。

（４）就労のための支援

特別支援学校等で行う体験実習などを通して、お子さんにはどのようなサービスがあるのかを確認しましょう。

サービスを利用する場合は、申請が必要となります。

「就労継続支援Ｂ型」の利用は、「就労移行支援」を利用した後、「Ｂ型」の利用が適当と判断された方が対象となります。在学中の夏休みや冬休みに「就労移行支援」を利用して、卒業する前から本人に合った施設を見つけることが可能です。

なお、申請には５ページの「①サービスを利用するには」の手続が必要です。

就労にかかるサービス	サービスの内容
就労移行支援	就労に向けて、必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。また、本人に合った職場を探したり、就労後の定着のための支援をします。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用後、一般就労した際に、相談・指導・助言等の支援を行います。
就労継続支援Ａ型（雇用型）	特別支援学校等などを卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。 利用者には給料が支払われます。
就労継続支援Ｂ型（非雇用型）	就労移行支援を利用した結果、福祉的な就労の場が適当とされた方に、就労の機会や資産活動の場を提供します。 利用者には工賃が支払われます。

5 お子さんを養育するための支援です

お子さんを養育していく上で、経済的な負担を軽減する制度が多数あります。制度を上手に活用しましょう。



(1) 各種手当

① 特別児童扶養手当

20歳未満の重度・中度の身体または知的障がいのあるお子さんを監護・養育している方に支給される手当です。申請が必要です。

対 象 者	重度の障がい児を監護・養育している方 手当1級 中度の障がい児を監護・養育している方 手当2級
支 給 月 額	手当1級 56,800 円（令和7年度） 手当2級 37,830 円（令和7年度）
申請手続き	【申請先】役場 子育て支援班 Tel 85-2333 【必要なもの】 ☐ 申請書 ☐ 申請者と対象児童の戸籍謄本 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 申請者名義の通帳 ☐ 診断書、障がい者手帳

② 障がい児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

対 象 者	重度の障がいがあり、20歳未満の在宅の方 ※障がいの要件はお問い合わせください。
支 給 月 額	16,100 円（令和7年度）
申請手続き	【申請先】役場 社会福祉班 Tel 85-2973 【必要なもの】 ☐ 認定請求書 ☐ 所得状況書 ☐ 診断書 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバー ☐ 申請者名義の通帳 ☐ 口座振込依頼書 ☐ 承諾書

③ 特別障がい者手当（２０歳以上）

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする２０歳以上の方に支給される手当です。

対 象 者	重度の障がいがあり、２０歳以上の在宅の方 ※障がいの要件はお問い合わせください。
支 給 月 額	29,590 円（令和 6 年度）
申 請 手 続 き	【申請先】役場 社会福祉班 TEL 85-2973 【必要なもの】 ☐ 認定請求書 ☐ 所得状況書 ☐ 診断書 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバー ☐ 申請者名義の通帳 ☐ 口座振込依頼書 ☐ 承諾書

④ 障がい（基礎・厚生）年金（２０歳以上）

障がいの状況により２０歳から請求できる障がい基礎年金と、初診のときに厚生年金、共済年金に加入していた場合に請求できる障がい厚生（共済）年金があります。

対 象 者	法令で定められた障がい状態である２０歳以上の方
支 給 内 容	年金の級（障がい者手帳の等級とは異なる）により金額が異なります。
申 請 手 続 き	障がいの状況などの受給要件がありますので、事前にご相談ください。 （傷病名、初診日、通院履歴を控えておいてください。） ● 障がい基礎年金の場合 【申請先】役場 国保年金班 TEL 0956-85-2483 ● 障がい厚生（共済）年金の場合 【申請先】年金事務所または所属していた共済組合

(2) 税金の減免

① 所得税、町県民税の控除

対 象 者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または扶養する方
内 容	所得税、町県民税が控除または減免されます。
手 続 き	【給与所得者】 会社に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の障がい者控除の欄に必要事項を記入してください。 【それ以外の方】 確定申告時に、申告書に必要事項を記入してください。
問い合わせ先	【所得税】佐世保税務署 【町県民税】役場 税務財政課 住民税班 TEL 0956-80-6662

② 自動車税の減免

対 象 車 両	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす方が使用する車両 (家族が運転する場合、障がい児の通院・通学等のために使用する車両が対象となります。)
内 容	自動車（軽自動車）税の環境性能割・種別割が減免されます。 障がいの程度によって、該当しない場合もあります。
申 請 期 限	【環境性能割】 新規登録または移転登録をするときまで 【種別割】 ・普通自動車の場合 ①新規登録の車両の場合 登録するときまで ②継続保有・自動車の場合 3月1日～5月末日 ③月割減免の場合 毎月末日 ・軽自動車の場合 4月1日～5月末日 ※ 末日が土日の場合は翌開庁日
問い合わせ先	申請に必要な書類は下記へお尋ねください。 【自動車／軽自動車の環境性能割、自動車税の種別割】 県北振興局 税務部 TEL 0956-24-7056 【軽自動車税の種別割】役場 税務財政課 住民税班 TEL 0956-80-6662

(3) その他の免除・割引

① おもいやり駐車場制度

対 象 者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方など
内 容	車の乗降や移動に配慮が必要な方が、公共施設や店舗等の玄関に近い駐車場が利用できるよう利用証を交付します。
申請手続き	【申請先】役場 社会福祉班 Tel 0956-85-2973 【必要なもの】 ☐ 障がい者手帳 又は 難病受給者証
備 考	駐車の際は、利用証が外から見えるように掲示してください。 障がいの程度によって該当しない場合があります。

② 福祉タクシー利用券の交付

対 象 者	療育手帳をお持ちの方 身体障がい者手帳 1 級または 2 級で、かつ車椅子を常用している方 視覚障がい 1 級で所得税非課税世帯に属している方
内 容	1 人 1 回の利用につき 500 円。年間 48 回分の利用券を交付します。
申請手続き	【申請先】役場 社会福祉班 Tel 0956-85-2973 【必要なもの】 ☐ 印鑑 ☐ 障がい者手帳

③ タクシー運賃等の割引

障がい者手帳を提示することで、各種乗り物の運賃の割引が受けられます。

乗り物	サービスの内容
タ ク シ ー	障がい者手帳を所持している方の運賃割引が適用になります。利用するタクシー会社にお問い合わせください。
バ ス	通常の運賃だけでなく、定期券も割引があります。利用するバス会社にお問い合わせください。
J R	身体障がい者と知的障がい者の運賃が一部割引されます。割引料金が適用されるためには、切符の購入時に障がい者手帳の提示が必要です。
飛 行 機	航空旅客会社によって、障がい者手帳を所持している方の運賃が割引となる場合があります。利用する航空会社へお問い合わせください。

④ 有料道路の割引

障がいのあるお子さん本人が同乗し、保護者が運転する場合を説明します。

対 象 者	身体障がい者手帳及び療育手帳（Ａ１・Ａ２）をお持ちの方
内 容	支払い時に確認を受けた手帳を提示すると通常料金の半額となります。 ただし、ETC の場合は提示する必要はありません。
申請手続き	【申請先】 役場 社会福祉班 Tel 0956-85-2973 【必要なもの】 ☐ 申請書 ☐ 障がい者手帳 ☐ 自動車検査証又は軽自動車届出済証 （登録できる車両はお一人につき１台で、用途に制限があります。） ☐ 運転者の運転免許証 ☐ ETC カード（保護者名義）（ETC で利用する場合） ☐ ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC で利用する場合）
備 考	事前登録していない車両の場合は、料金所の係員に確認を受けた手帳を提示し、料金を現金でお支払いください。

⑤ ＮＨＫ受信料の免除

障がいの程度や世帯の所得状況により、受信料が免除されます。

対 象 者	身体障がい者手帳（１級か２級）の方 視覚障がい、聴覚障がいの方 重度の知的障がい（療育手帳）の方 精神障がい者保健福祉手帳（１級）の方
内 容	上記対象者がいる世帯で非課税世帯の場合は、手帳の等級にかかわらず全額免除されます。 課税世帯の場合は、対象者が世帯主かつＮＨＫ受信料の契約者の場合、半額免除されます。
申請手続き	【申請先】 ＮＨＫ 【必要なもの】 ☐ 申請書 ☐ 障がい者手帳の写し ☐ 印鑑
備 考	申請書は役場 社会福祉班に備え付けています。

⑥ その他の割引

美術館や博物館、携帯電話でも割引が受けられる場合があります。
ご確認ください。



波佐見町は
「こどもまんなか」
応援サポーターです

こども
まんなか

波佐見町こどもまんなかの取組

- こどもたちの社会性をはぐくみます
- こどもたちの夢をささえます
- こどもたちを地域でみまもります

